

農地の権利移動や転用には許可申請や届出が必要です。

農業委員会では、限りある農地の有効利用と優良農地の確保のため、農地法、農業振興地域に関する法律に基づき、農地の権利移動や農地転用の審査を行っております。

農地転用許可申請は毎月20日締め切り(20日が土日祝の場合は、翌営業日)で、翌月の委員会で審査します。

農地を農地として売買、貸借、贈与する場合は許可が必要です。

- ※農業公社を通して貸借する場合は、許可は必要ありません。
- ※農地を相続した時は、届出が必要です。

農地を宅地、倉庫、駐車場、資材置場等、農地以外の用地にする場合は農地転用の許可及び届出が必要です。

- ※市街化区域は届出が必要となります。
- ※農用地区域内の農地は、先に農振除外の手続きが必要です。

※内容により必要な書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局(64-7710)へご相談してください。

経営とくらしを応援!!

全国農業新聞

月4回金曜日発行 月700円(送料・消費税込)

■お申し込みは農業委員会事務局(64-7710)まで
発行 全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル

農業者年金に加入して安心して豊かな老後を

3つの要件を満たせば、
どなたでも加入できます!

- ① 60歳未満の方
- ②年間60日以上農業に従事している方
- ③国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く)の方

高齢農家世帯の家計費は、月額23万円～24万円必要と言われています。しかし、国民年金の支給額は最大で一人あたり月額約6万5千円で、これを夫婦でもらっても毎月10万円程度の赤字になってしまうので、国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。

農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い。

農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円～6万7千円の範囲で自由に決められます(千円単位で変更可能。年払いも可)。また、80歳前に死亡した場合は、死亡一時金として遺族が受け取れます。なお、積み立てる保険料の全額が社会保険料控除になり、税制面で大きな節税効果が期待されます。

農業者年金の相談は農業委員会事務局(Tel.64-7710)またはJA佐波伊勢崎窓口(Tel.65-2911)まで。

玉村町

農業委員会だより

VOL

77

2025 3/31

○発行/玉村町農業委員会 ○編集/農業委員会事務局:群馬県佐波郡玉村町大字下新田201番地 電話0270-64-7710



たまむらカレー用たまねぎとジャガイモの収穫



令和6年7月2日(火)、農業委員会は芝根小学校の生徒の皆さんと一緒に「たまむらカレー」の材料になるたまねぎとジャガイモの収穫を行いました。

生徒の皆さんは、楽しそうに収穫を体験しました。そして3日後の7月5日に、ここで収穫したたまねぎとジャガイモを使った「たまむらカレー」が、給食センターの協力で町内の保育所・幼稚園・小中学校に提供され、楽しい給食の時間を過ごしました。

生徒の皆さんの農業への理解を深めるために、農業委員会では給食の食材と一緒に育てています。



会長あいさつ



玉村町農業委員会
会長 松浦好一

春分の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より玉村町農業委員会の活動に、ご理解とご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、玉村町においても令和7年3月に「地域計画」が策定され、これから10年後の農地利用のイメージが提示されました。この計画により更なる農地集積と効率的な営農が進められることとなりますが「後継者不足問題」や「担い手の高齢化対策」は依然大きな課題として残っております。

また昨今の農業を取り巻く環境は、地球温暖化に伴う気候変動等により「新たな病害虫の発生」や「農産物の高温障害」「農業資材の高騰」など新しい課題が発生してきております。

こういった環境のもと、玉村町農業委員会では農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携しながら、農業委員会の必須業務である「担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進」について、引き続き全力で推進していく所存です。

更には玉村町の農業者が安心して営農でき、消費者に新鮮・安心・安全な農畜産物を供給できる環境づくりにも取り組んで参ります。今後ともご支援をお願いいたします。



ばくしゅうのさと 麦秋の郷の景観について



農業委員会では、耕作放棄地の解消・農地保全・麦の作付け奨励等を図るため、町内外に誇れる伝統ある景観として「麦秋の郷」を発信しています。また、この時期は草花が成長する時期でもありますので、農地の保全管理をお願いいたします。

群馬県農業賞受賞



南玉在住の原泰治さんが農畜産業の振興の功績者を表彰する「群馬県農業賞」を受賞しました。原さんは長年にわたり施設園芸を営み、地域農業のリーダーとして多大なる功績を残しております。最近では水稻の「乾田直播栽培」など革新的な農業にも積極的に取り組んでおり、その活躍が農業新聞などでも紹介されるなど、様々な形で農業に貢献しています。この度はおめでとうございます。

令和7年度の玉村町農業施策に関する意見書を提出



農業委員会では、町の令和7年度の農業施策に対し農業者の意見を反映してもらうため、令和6年11月19日（火）玉村町役場応接室において、玉村町長及び玉村町議会議長に対し意見書を提出いたしました。